



一般社団法人日本公認心理師協会のご案内

2019年2月1日版

多くの関係者のご努力により、2015年9月に公認心理師法が成立しました。

2018年9月には第1回国家試験が実施され、法第28条に定められた公認心理師登録を受け、わが国初の心理職の国家資格である公認心理師が誕生します。この公認心理師の誕生を受けて、一般社団法人日本公認心理師協会は公に活動を開始します。

当協会は、会員等への教育研修・情報提供、そして相互研鑽などを通じ、時代の変化に応じた知識や技能の向上を図り、社会の負託に応えてまいります。

【協力・協賛団体】（2019年1月23日現在）

- 一般社団法人 日本心理臨床学会
- 公認心理師養成機関連盟
- 公認心理師制度推進連盟
- 一般社団法人 日本臨床心理士会
- 一般社団法人 学校心理士認定運営機構、日本学校心理士会
- 一般社団法人 日本スクールカウンセリング推進協議会
- 一般社団法人 日本発達障害ネットワーク（JDDnet）
- 特定非営利活動法人 KHJ 全国ひきこもり家族会連合会
- 公益財団法人 国際医療技術財団

<入会のご案内>

当協会は、国家資格を有する公認心理師等の職能団体として活動を開始致します。

多くの方々のご支援によって誕生した当協会は、我が国の公認心理師を代表する団体としての役割を担っています。心理支援を要する人や関係者に心理に関する相談及び助言、指導その他の援助を提供し、また、心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行い、人々の生活の質の向上と社会参加を支援していくことを目的の一つとしています。

この目的を実現するには、より多くの公認心理師と公認心理師を目指す方に当協会に入会していただき、ともに活動していただくことが必要と考えています。ともに研鑽するとともに、政策提言、報酬等の法制度対応や心理職の領域確保など多くの課題と一緒に取り組んで参りたいと思います。

会員になると…

- ・会員証が発行されます。
- ・メールマガジン（会員情報レター）が随時送付されます。
- ・本協会主催の研修会等に会員料金で参加できます。
- ・法制度の動きなどの最新情報が手に入ります。
- ・会員専用のホームページへアクセスできます。
- ・その他にも、役立つ、使える、ためになる、企画を準備中です。

<入会資格について>

定款第5条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）（以下、この定款において「法人法」という。）上の社員とする。

（1）正会員

- ① 公認心理師法（平成27年法律第68号）（以下、この定款において「法」という。）第28条の規定により公認心理師の登録を受けた者であって、この法人の目的に賛同して入会した個人
- ② 法附則第2条の定めにより公認心理師試験を受ける意思を有し、かつ次に掲げるいずれかの資格の登録を受けた者であって、この法人の目的に賛同して入会した個人
 - ア 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士
 - イ 一般社団法人学校心理士認定運営機構の認定する学校心理士
 - ウ 一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構の認定する臨床発達心理士
 - エ 一般財団法人特別支援教育士資格認定協会の認定する特別支援教育士

（2）準会員 前号②の正会員であった者が、平成34年9月15日以後も引き続きこの法人の目的に賛同し、理事会が別に定める手続きによって入会した者

（3）賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業を賛助する個人又は法人

（4）名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で、理事会の推薦を受け、総会において承認を得た個人

（附則）

7 本定款第5条第1号②の規定は、平成34年9月14日の経過をもって将来に向けて消滅する。

※ 公認心理師法の趣旨に則り、経過措置期間中は、これから公認心理師試験を受験する現任者の方も入会できることとしています。

<入会手続きについて>

※ 当会ホームページの「入会案内」ページで入会申込を受け付けます。

入会金 10,000円

年会費 10,000円

※ 本協会の活動立ち上げ初年度（2019年9月末日）までに入会申込みをされた場合、入会金（1万円）が全額無料となります。



（一社）日本公認心理師協会ホームページ URL: <https://www.jacpp.or.jp/>

⇒ 「JACPP」で検索！